社会福祉法人　府中市社会福祉協議会

小地域福祉活動助成事業実施要綱

１　目的

少子･高齢化や人口減少が急速に進み、府中市全体でも高齢者人口は３６％を超え、独り暮らし高齢者は増え続けています。そのような中で、高齢者が長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくためには、地域全体で高齢者を支える体制を作る必要があります。

そのために、地区社会福祉協議会を中心として、町内会やボランティア、高齢者を含めた地域住民による「支え合いやふれあい」活動や、元気な高齢者が地域の「支え手」として、身近な課題や困りごとの解決のための取組みに対し、活動経費の一部を助成することを目的とします。

２　実施団体

地区（町･学区）社会福祉協議会

３　助成事業

（１）支え合いやふれあい活動

①事業内容

・子どもとお年寄りのふれあい活動

・三世代交流活動

・一人暮らし高齢者等との交流や見守り活動など

②助成金

年間３０，０００円を限度とする。

（２）介護･介護予防研修会

①事業内容

・講演会・研修会の開催

・実技講習会など

②助成金

年間１０，０００円を限度とする。

（３）地域のニーズ把握や課題解決に向けた活動（新規事業）

①事業内容

・地域の身近な課題や困りごとの解決に向けた活動づくり

・ニーズ把握や課題解決に向けた調査・研究活動（アンケート調査や研修会の開催など）

・グループなどの組織化や活動の立上げ支援など

②助成金

年間２０，０００円を限度とする。

4　事業の申請

この事業を実施しようとする地区（町･学区）社会福祉協議会等は、所定の用紙（小地域福祉活動助成事業申請書）に必要事項を記入し、府中市社会福祉協議会へ提出すること。

5　事業の決定

府中市社会福祉協議会は、申請のあった書類を審査し、事業を認めたときは、地区（町･学区）社会福祉協議会へ連絡する。

6　事業の報告

地区（町･学区）社会福祉協議会等は、事業の終了後、所定の用紙（小地域福祉活動助成事業報告書）に記入し、領収書、写真及び参考資料を添付して府中市社会福祉協議会へ提出する。

7　配分基準

府中市社会福祉協議会は、報告のあった書類を審査し、事業を認めたものは、予算の範囲内で助成金を交付する。

8　その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１３年５月１日より施行する。
この要綱は、平成１５年４月１日より改訂する。
この要綱は、平成２４年４月１日より施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日より施行する。